

提案書評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・特定する。

また、特定された提案書の応募者を、契約の相手方として特定する。

1. 評価項目と評価基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること
- (2) 提案内容の独創性：提案内容に独創性がみられ、且つ説得力を有していること
- (3) 提案内容の的確性：提案内容が具体性、妥当性を伴っていること
- (4) 業務遂行の確実性：作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものになっていること
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標：ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業であること

2. 特定方法

- (1) 評価委員が、提案書ごとに、1. (1)～(4)の各項目について3点を基準として1点から5点までの5段階評価を附す。
- (2) 各評価委員による1. (1)～(4)における評価の合計点の平均点が採点項目数×3の点以上であり、かつ、1. (5)に基づき総配点に占める割合による加算を行い算出した結果、最も高い評価を得た提案書を特定する。
- (3) 最も高い評価を得た提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。
- (4) 1. (5)における点数は総配点に占める割合の最大5%とする。各配点については、下記のとおり。

プラチナえるぼし	1.1点	プラチナくるみん	1.1点
えるぼし3段階目	0.9点	くるみん(R4.4.1～)	0.7点
えるぼし2段階目	0.7点	くるみん(H29.4.1～R4.4.1)	0.7点
えるぼし1段階目	0.5点	トライくるみん	0.7点
行 動 計 画	0.3点	くるみん(～H29.3.31)	0.5点
		青少年雇用促進法に基づく認定	0.9点

※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。